



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ガバナンス・監督・監査の関係からみた日本の会社法監査の機能
Author(s)	李, 湘平
Citation	経済學研究, 58(4), 307-317
Issue Date	2009-03-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37315
Type	departmental bulletin paper
File Information	58-4_022.pdf



ガバナンス・監督・監査の関係からみた 日本の会社法監査の機能

李 湘 平

1. はじめに

日本において最初に創設された監査 (audit) は、第二次大戦後に作られた公認会計士監査ではなく、明治 32 年商法によって確立された監査役監査である。一世紀余りに渡り、企業・会計不祥事に対応した自発的な改革、あるいは外国の要求に対応するための変革を経て、平成 14 年の商法改正は、株式会社が監査委員会を採用するアメリカ型の「委員会 (等) 設置会社」に転換できることを認めた。それに引き続き、もっと柔軟な機関設計を選択することを認める会社法が平成 17 年に成立した。

企業の不祥事が頻発すると、会社法による株式会社¹⁾の「ガバナンス (governance) の仕組み」のあり方がふさわしいか否かという点が問われることになる。ここでいう「ガバナンスの仕組み」とは、株式会社において経営理念・目標の実現を図り、そして不正・不当な経営を防ぐため経営者を規律づける法的な機関設計・構造という意味であると考えられる。企業の不祥事の多発は、日本においても切実な課題となっている。

日本の株式会社の場合、従来のガバナンスの重要な担い手としての会社の「監査機関」である監査役は、経営者 (会社の経営執行責任者) 不正の防止に十分な機能を果しているとはい

ない現実もある。この問題を克服するために、昭和 25 年の取締役会制度、昭和 49 年の会計監査人制度、そして委員会設置会社制度が導入された。現行の会社法により、日本の株式会社の「ガバナンスの仕組み」においては、「取締役、執行役等の職務の執行の監督を行う²⁾」という取締役会による監督 (supervision) および、監査役または監査委員会による監査が、同時に存在している。ところが、これらの監査機能について、現行の会社法は、「監査役は取締役の職務の執行を監査する (第 381 条)」「監査委員会は執行役等の職務の執行の監査を行う (第 404 条 1 項)」など、抽象的な規定しか置いていない。したがって、その監査の役割・機能について多様な解釈がなされているが、統一かつ明確な見解というものは必ずしも存在していない。

近年、財務諸表監査における不正・誤りの発見への対応 (たとえば、監査基準委員会報告書第 10 号「不正及び誤謬」、第 11 号「違法行為」の改正など) が次々と強化されたが、財務諸表監査の目的は、経営者が作成した財務諸表に対して監査人が意見を表明し、合理的程度でその信頼性を保証することにほかならない (『監査基準』第一・監査の目的)。これに対して、社団法人・日本監査役協会の『監査役監査基準』と『監査委員会監査基準』によれば、企業不祥事を防止することは、監査役・監査委員会監査の主な目的の 1 つとされている。それでは、経営者不正の発見・防止に対し、平成 17 年に成

1) 「所有と経営の分離」という現象が存在している大規模な公開会社における会社法監査の機能への考察は、とくに重要な意味をもつので、本稿で取り上げる株式会社とは、基本として大規模な公開会社というものである。

2) 会社法第 362 条 2 項 2 号および第 416 条 1 項 2 号を参照。

立した会社法における監査役・監査委員会が主体となる監査、すなわち「会社法監査」はどのような機能を果たすのか、どのような機能を果たすべきか、またどのような限界があるのかについて解明することは、有効な「ガバナンスの仕組み」を構築するために、極めて重要なことであると考えられる。

そこで、本稿は、日本の株式会社の「ガバナンスの仕組み」に焦点を当てて、商法改正と会社法制定の歴史をたどりながら、株式会社制度の背後にある監査と監督の概念を抽出し、監査論の視点を中心に、この2つの役割を考察することによって、会社法監査の機能を解明したい。

2．日本の株式会社監査機関の発生

理論的に考えれば、監査という行為の根源は、自らの権限を他人に委託した者（依頼人，principle），およびその委託を受けた者（代理人，agent），この2つの主体からなる「権限の委託・受託関係」にある。周知のように、限定合理的（boundedly rational）である依頼人と代理人の間に、「利害の不一致」や「情報の非対称性」といった現象から生じるモラル・ハザード（moral hazard）などの「エージェンシー問題」の発生がありうる³⁾。この状況において、不安や疑いを解消・緩和するために、依頼人が、自らの委託した権限がどのように運用され、どのような成果が上がるかといった問題

をめぐり、代理人に質問し、または代理人の行為に深く注意し、確かめるなどの行為は、まさしく最も原始的な意味の「監査」であるといえよう。

株式会社の場合、経済・経営的ないし法的な視点からみれば、権限（権力）という支配力の根源は、「所有」と「委託（委譲）」にあるといえよう。新古典主義の会社理論（neoclassical theory of the firm）は、基本的に所有と支配を結びつけ、「会社は株主のものである」と主張する。法的にも、株式会社が私有財産として株主により所有されている以上、「株主権」は各国の株式会社法の主流となったのである。

経営者は株主の委託を受け、会社の財産を経営・運用する権限を手に入れた。この権限の委託・受託関係においては、前述したように、経営者の懈怠、不正といったモラル・ハザードの発生が懸念される。この問題の解決について、株主と経営者との利害を一致させるための最も直接的な方策は、株主が経営者にインセンティブを提供し、またはペナルティー（処罰）を科することなどによって、経営者を統制することであろう。しかし、適切なインセンティブの提供とペナルティーの発動には、情報の非対称性を打破するための、信頼できる「判断材料」としての情報が必要となる。

また、株主が、自らの拠出した会社の財産（資本）が効率的に運用され、また自らの權益が損なわれていないかどうかを確認するため、経営者の行為を監視・注意するという「欲求」が生じてきた。これに対して、経営者は株主が委託した権限を取得するとともに、経営の内容や結果に関する「申し開きの義務ないし責任」という「アカウントビリティ」⁴⁾（accountability）

3) 現実的な経済活動において、人間は新古典派経済学が理想とする「完全合理的」ではなく、「限定合理的」とであると見なされる。「利害、関心が一致しない」という仮定の下、こうした人間は、相手の不備につけ込み、自己利害を追求するように、悪徳的に行動し、または怠けるというモラル・ハザードが発生する可能性がある。菊澤（2004），p.39。また、「情報の非対称性」の現象も存在し、依頼人と代理人の間に、情報が偏在していることがしばしば見られている。エージェンシー問題の詳細については、K. M. Eisenhardt（1989），M. C. Jensen & W. Meckling（1976）を参照されたい。

4) 碓氷（1992），p.62，p.76。アカウントビリティの概念は、古代アテネの直接民主主義から生成したものである。また、碓氷教授によれば、「現代経営組織におけるアカウントビリティは、遂行責任、目的責任および結果責任に関する申し開きの義務」である。

を背負うことになった。経営者は、株主から委託された権限をどのように行使したか、どのような結果（都合の悪いことも含む）を獲得したかなどを株主に報告・説明し、理解と納得を得なければならない。

ここに取り上げた株主の適切な判断に資する情報に対するニーズ、経営者に対する監視の欲求、および経営者の報告・説明の信頼性を確かめることは、日本の商法が株式会社の監査機関を設ける主なる理由であると考えられる⁵⁾。

3. 日本の会社法監査の原型

会社法監査の機能を考察する第一歩として、その前身である監査役が主体となった商法監査の姿を理解することが必須であろう。商法の歴史は、中世ヨーロッパの商人間の慣習法にさかのぼるが、日本商法制定の当時（明治時代）は、法制度に見合う監査慣習が基本的に存在していなかったもので、立法当事者の指導により、監査役制度は、いわゆる「法制指導型」という形で定着した⁶⁾。この「指導」のもとで、株主、取締役、監査役、その三者からなる「トライアングルの関係」においては、株主による取締役のガバナンス⁷⁾、および監査役による取締役の監査という2つの概念が並存している。

（1）ロエスレル草案から発展してきた監査役監査

明治17年、明治政府の法律顧問であるドイツ人ロエスレル（H. Roesler）の指導により、ドイツ法などに倣った商法草案が公表された⁸⁾。

それに基づく監査役の職務については、取締役などの業務の執行が法律に違反していないか、また、定款および会社の決議に適合するかを「監視」し、そして、すべての業務上の誤りを厳しく調べることで、計算書類や配当案などを検査してこれを株主総会に報告すること、必要と認める時は総会を開くこと、という規定が定められている⁹⁾。つまり、監査役の職務は、第1に取締役の業務の「監督」、第2に計算書類の「検査」、第3に必要な時の「株主総会招集」ということである¹⁰⁾。

明治23年商法における監査役に関する規定は、ほとんどロエスレル草案を踏襲していたが、三権分立思考の導入により、監査役を任意機関から必要機関に改めた。さらに明治32年商法は、監査役が取締役又は支配人を兼ねることを禁止し、会社の監査機関としての監査役を確立した¹¹⁾。ロエスレル草案と明治23年・32年商法により、監査役が行うこととされている職務はおもに次のとおりである¹²⁾。

- 8) ロエスレル草案は、基本的に1848年プロイセン株式会社法などを継承したものであるが、その草案における監査役の職務に関する規定から判断すれば、それはドイツ法とイギリス法との折衷的な立場をとるものである。山村（1995）、p.364。それについて、ロエスレル氏自身も「商法草案脱稿報告書」で「英独仏の法律を参酌してその最新最良の原則を採擇し、これを調和することを立案の主目的とし…」と述べている。浦野、前掲書、p.76。
- 9) ロエスレル草案における監査役の職務については、ロエスレル草案第230条、第231条、および第234条を参照。
- 10) 山村、前掲書、p.364。ロエスレルの解説によれば、監査役の職務は、「第一頭取ノ業務ノ監督其二計算ノ検査其三会社ノ利益上決議ヲ必要スル為メ総会招集是ナリ」とした。ここでは、頭取（Direktor）は現行法の実務取締役（Director）に、取締役（Aufsichtsrat）は現行法の監査役（Corporate Auditor）に相当することである。浦野、前掲書、pp.77-78。
- 11) 久保田（1974）、p.3。浦野、同上書、p.81、p.88。
- 12) 監査役の権限について、明治23年商法第192条1項、および明治32年商法第181条、第183条を参照。

5) 日本監査研究学会（編）（1993）、pp.112-115。また、浦野（1970）、pp.77-90。

6) 稲葉（2002）、p.16。

7) 株式会社が巨大化して、巨大な経済的・政治的・社会的権力を保持している「私的政府（private government）」となった。今西（2006）、pp.233-237。したがって、株式会社の経営者を規律づけることにも、ガバナンス（統治、governance）の概念を適用しようという。

経営者である取締役の業務執行を監督・注意・監視すること(口, 明 23)。

取締役の業務執行上の誤りおよび不正を検覈・検出すること(口, 明 23)。

計算書類や配当案などを検査すること(口)。
取締役の株主総会に提出しようとする書類、
会社の業務および会社財産の状況を調査すること(明 32)。

以上のように、監査役の職務については、「監督」「注意」「監視」「検覈」「検査」「検出」「調査」など、いくつかの語彙が用いられているが、意味の区別をつけてみれば、監督・注意・監視とは、取締役等の業務執行が法律、定款および総会の決議に適合するかどうか、株主の利益に損害を及ぼさないかどうかについて、厳しく監視することであるといえよう¹³⁾。これに対して、検覈・検査・検出・調査とは、人が行った行為または記述や言明が適正・妥当なのか、あるいは信頼できるかを、第三者が厳格に調べ、確かめること、すなわち鳥羽・秋月教授が指摘した「検証¹⁴⁾」である。

明治商法の規定により、計算書類や配当案など、会計に関する部分については、監査役が、取締役の行った言明を検証し、その検証の結果とそれに基づく意見を株主総会に報告することは「会計監査」である。他方、業務執行に関する部分については、監査役が、取締役の行う業務行為を注意することは、「業務監視」である。また、取締役の行った行為に対して、誤りや不正がないかどうかを検証することは、「業務監査」であると考えられる。

(2) 監査役監査と株主総会のガバナンス

従来、日本の株式会社の「ガバナンスの仕組み」は、基本的に、会社の運営機関を「意思の決定」「業務の執行」「執行の監査」という「三権機関」に分け、対等の立場で相互にけん制し合い、均衡を保つ (check & balance) という状態を維持している。明治時代の株式会社が、それほど規模も小さくなく、株主数も少なく、したがって出資者たる株主の多くは、所有の対象たる会社を統制する「経営者意識」をもっていたという¹⁵⁾。そのため、当時の株式会社の「ガバナンスの仕組み」によれば、取締役の経営権限は、「最高・万能の機関」である株主総会の決議で制限されていた。また、明治商法は、株主総会に経営者である取締役の任免権を与え、それを会社経営のガバナンスの中心とした。

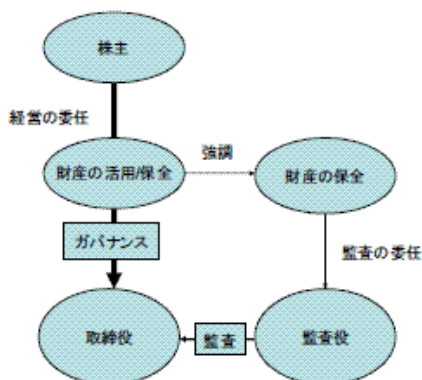
前述したように、私有財産制度の下、「所有あるところに支配あり¹⁶⁾」という原則があるが、株式会社においては、「所有と経営の分離」を前提とし、経営者に企業経営を委ねることによって、モラル・ハザードを起こす可能性がある。この状況においては、株主は自分が拠出した財産の経営・管理に関する職務を経営者に委託したうえ、株主は自らの權益を守るために、自分で経営者の行為をつねに確かめるといふ動機をもつと考えられる。しかし、一般の株主は必ずしもその能力や意欲がない。また、所有と経営の分離を前提とした株式会社において、株主が自ら経営者の誠実性を確認することは極めて困難なこととなる。このため、明治商法は、株主の拠出した財産の「活用(効率的運用)と保全」、この2つの要求に応じ、会社の業務に関する基

13) ロエスレルの解説によれば、「業務ノ監督ハ第一ニ其業務ノ法律又ハ法式ニ適當スルカ否、第二ニ申合規則ニ符合スルカ否、第三ニ不規則ニシテ間違を生シ株主ニ損害ナカラムルノ注意、…」という。以上の説明は、ロエスレルの「商法草案脱稿報告書」を参照のこと。浦野、前掲書、p.78。

14) 鳥羽・秋月 (2001), p.5。

15) 宮島 (2006), p.148。

16) 現在、法律上の所有権では、少なくとも次の3つの要件が必要である。所有者は所有物に対して絶対的な支配権を有する。所有権の存在は一義的である。所有権は抽象である。また、新古典派経済理論の所有権でも、普遍性、排他性、譲渡自由という3つの性質を備えている。岸田 (1996), pp.70-74。



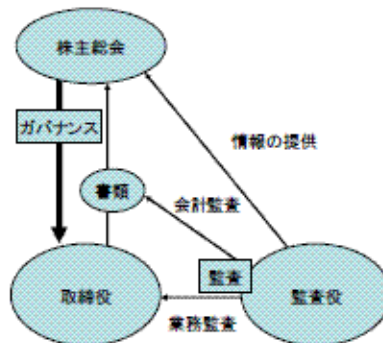
図表1 監査役監査の発生

本方針の決定、そして経営者に対する任免の権限などを、株主から構成される株主総会に与える一方、「財産の保全¹⁷⁾」という要求を強調し、監査役を設け、株主の代表として、経営者を監査する役割を与えたのである(図表1を参照)。

日本の会社法監査の原型とは、「三権分立」の思考に基づいて構築された会社の監査機関である監査役が、株主全体の利益を保つために、経営者たる取締役の業務行為、また会社の財務状況や計算書類を調査・検証し、その結果や意見を、株主総会に報告することであると考えられる。以上のことから、監査役による監査は、以下のような2つの機能を発揮する。

監査役は、取締役の業務行為や会社の財務状況などを調査・検証したうえで、株主にガバナンスを発動するための情報を提供することによって、間接的ながらも、両者の利害対立を緩和すること。

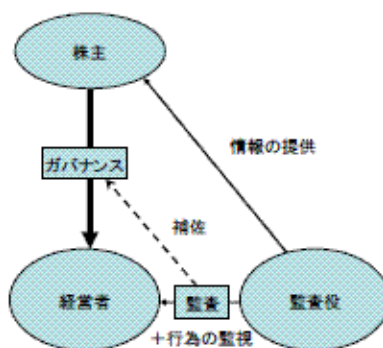
監査役は、株主総会に提出しようとする書類を調査し、株主総会にその意見を報告することによって、会社の出資者である株主に、その「経営の委託・受託関係」を納得



図表2 明治32年商法監査の構造

させ、取締役の「受託責任」の解除という役割も果たすこと¹⁸⁾。

また、監査役は、取締役の業務行為に対して、同時的・継続的な監視をすることにより、取締役の懈怠・不正を事前に防ぎ、効率的な経営を支援する。明治32年商法を例にとれば、監査役監査には、「業務監査」および「会計監査」という二つの側面がある(図表2を参照)。つまり、明治商法に想定されている監査役の機能は、業務・会計に関する監査を行うことによって、株主による経営者のガバナンスを補佐・サポートする役割を果たしていると考えられる。(図表3を参照)。



図表3 監査役監査の機能

17) ここで取り上げる「資産の保全」とは、おもに「(経営者の)懈怠・不正・誤謬からの資産の保全」である。鳥羽, 前掲書, p.304 を参照。

18) 明治32年商法第183条を参照。

4. 日本の会社法監査の機能

日本商法・会社法監査の監査対象は、株式会社の経営者の業務行為、および経営者の作成した経営に関する報告や書類である。取締役会制度が導入される前、株式会社の経営者とは取締役のことであったが、現行の会社法により、実際に会社の経営を担当している者は、監査役設置会社の場合においては代表取締役を、委員会設置会社の場合においては（代表）執行役を頂点とする経営執行責任者であると考えられる。

（１）監査役監査の機能

昭和 25 年商法改正によって、業務の意思決定機関として執行機関たる代表取締役を監督する機能を併せもつ取締役会制度の導入がなされ、日本の株式会社の「ガバナンスの仕組み」は、改正前の「株主総会中心主義」から、取締役会を経営の中心とする「取締役会中心主義」に転換されたのである。その転換によって、昭和 25 年商法改正の前、株式会社の経営者としていた取締役は、業務執行機関であり業務決定機関である取締役会の 1 メンバーという地位にすぎなくなった¹⁹⁾。また、取締役によって構成される取締役会は、合議体として会社業務に関する事項を決定し、代表取締役の選任・解任、取締役（代表取締役）の職務執行の監督を行うなどの権限を有している。要するに、取締役会制度が導入された後、株式会社の「ガバナンスの仕組み」は、株主総会と取締役会からなる「ガバナンスと監督の二重構造」となったのである²⁰⁾。

その一方、取締役会制度が導入されたので、監査役監査はもはや不要であると考えられた。しかし、当時においてまだ公認会計士制度は軌道にのっていなかったため、とりあえずは過渡的に権限が会計に関する監査のみに縮小される監査役の存続を認めたという²¹⁾。1960 年代に入り、山陽特殊鋼や山一證券などの一連の企業不祥事により、取締役会の監督機能の無力化が露呈した。株式会社の自律機能の回復・強化をはかる昭和 49 年の商法改正によって監査役の業務監査権限が復活した。

監査役の職務について、現行の会社法では、「監査役は取締役の職務の執行を監査する（第 381 条）」という規定となっている。取締役の職務の執行とは、会社法が取締役に対して権限を与え、その遂行を求めている経営責任を尽くすことであろう²²⁾。もともと権限と責任（responsibility）は、表裏一体の関係にあるので、監査役の監査とは、取締役（代表取締役を含む）が職務の執行、すなわち法が与えた権限にともなう責任・義務を果たしているかどうかについて「規準に基づく独立的な評価を行い、不適切な行為や状況があればその事実を取締役会に知らせ、事態の改善や是正措置を図るように指導・助言すること²³⁾」であるといえよう。

日本監査役協会の『監査役監査基準』によれば、監査役の「業務監査」に関する職務は、取締役会等の意思決定、取締役の善管・忠実義務の履行、取締役の行う内部統制システムの整備状況などについて、合法性・合理性などの観点から監視し検証することである²⁴⁾。ここに取り上げた「監視（monitoring）」は、懈怠・不正

19) 宮島，前掲書，p.178。

20) 友杉教授によれば、「監督は決定機能をもつ上位者が執行機能をもつ下位者に対して支配・命令を行うライン組織に含まれ、直接統制を果たすは正権限がある。」また、「監督は基本的に 2 人の人間関係があれば存在するものである。上位者が下位者に対して監督を行うが、下位者は上位者に対して報告を行うので、監督は垂直的機能を果たすものである。」日本監査研究学会（編），前掲書，p.1。

21) 浦野，前掲書，pp.100-101。

22) 職務に関する定義は，鳥羽，前掲書，p.85 を参照のこと。

23) 監査の定義（現代的な意味での監査）は，鳥羽，同上書，pp.144-145 を参照のこと。また，監査役の取締役への報告義務に関する規定は会社法第 382 条を参照のこと。

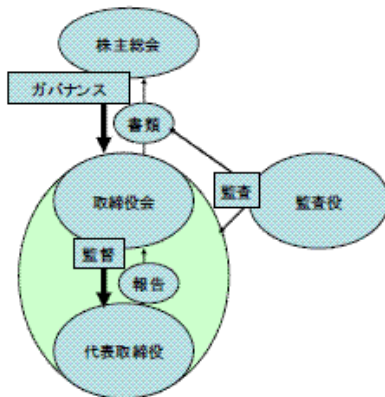
24) 社団法人・日本監査役協会『監査役監査基準』第 18～22 条を参照。

行為がなされないように、取締役の会社に関する業務執行の決定、業務の執行、そして執行の監督のすべての段階において、同時的・継続的に取締役の職務執行に注意することであると考えられる。その一方、検証（すなわち監査）とは、前述のとおり、人が行った行為または記述や言明が適正・妥当なのかあるいは信頼できるかを、事後的に第三者が調べ、確かめることである。

また、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類などを調査する必要があり、その職務を尽くした場合において、不正または著しい不当があると認めるときには、株主総会に調査の結果を報告しなければならない。なお、必要に応じて、監査役は取締役に対し、違法行為などを差止めることを請求することができる²⁵⁾。

監査役による監査は、取締役が株主より委託された経営権限の運用に関する受託責任を誠実に、注意深く、そして適切に尽くしているかを確かめ、その結果を株主に伝達する義務がある²⁶⁾。他方、「権力が権力を抑制する」という三権分立の思考に基づき、会社の「監査機関」としての監査役は、場合に応じて（非常な状況に陥った場合）、取締役の行為の差止めを請求できるなど、監査人の役割以外の諸種の権限が与えられている。また、取締役の職務には「取締役会を通じて取締役の職務の執行を監督する」という行為が含まれているので、取締役会が誠実・適切に監督機能を果たしているかどうかは監査役の監査対象となっている（図表4を参照）。

以上のことから、現行会社法に想定されている監査役監査の機能は、明治商法に基づく監査役のそれと基本的に変わらず、株主総会によるガバナンス機能を補佐・サポートする役割を果たしていると考えられる。



図表4 監査役設置会社の「ガバナンスの仕組み」

（2）監査委員会監査の機能

日本の株式会社の場合、経営に関する権限の「委託・受託関係」において、権限の委託者である株主が経営者を規律づけることは、そもそも会社の「ガバナンスの仕組み」の中核である。商法制定の歴史を振り返ってみれば、ロエスレル草案においては、「監査役」は株式会社の任意機関とされ、そして「取締役」との兼任も認められるという点により、「株主によるガバナンスが有効的であれば、監査役を必ずしも設ける必要がない」と理解してよいだろう。

しかし、前述したように、株式会社の規模の拡大や経営の複雑化などのため、「所有と経営の分離」にともなって株主による経営者のガバナンスが衰えてきた。この問題を克服するため、昭和25年改正商法は、取締役会制度を導入した²⁷⁾。ところが、代表取締役を監督する立場に立つ取締役は、事業組織において一般的に「代表取締役社長」の指揮命令のもとに置かれているので、取締役会による監督は有効に機能していないのである²⁸⁾。取締役会の監督機能の回復・

25) 会社法第384条、第385条を参照。

26) 鳥羽，前掲書，p.422，p.433。

27) 占領下という特殊事情のもとに、株式会社の民主化を建前として、株主地位の強化を図ることを当時のG.H.Qから指示され、アメリカ法を大幅に導入して現行の取締役会制度が設けられることとなった。浦野，前掲書，p.100。

28) 鳥羽，前掲書，p.136。

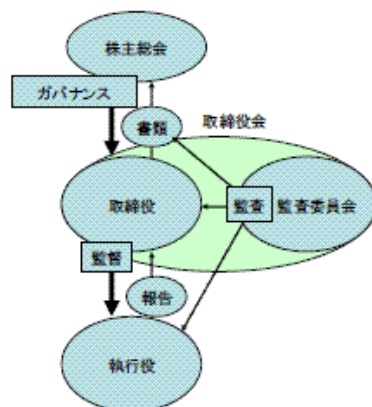
強化を図るために、平成 14 年の改正商法は、大会社などについて監督と執行が分離される「委員会等設置会社」(現在の呼称は委員会設置会社)への移行を認めることになった。

本来、アメリカの株式会社の監査委員会(audit committee)は、経営者による外部監査人への圧力を解消し、外部監査人の独立性を確保するために、経営者と外部監査人の間において意思疎通の「架け橋」として設けられたものであったが、1980 年代以降、内部統制システムの健全性を維持することのほかに、外部監査人の監査業務を監督し、経営者の行う財務報告を監視するための仕組みとなったという²⁹⁾。これに対して、現行会社法の規定をみると、日本の委員会設置会社は、形式上、アメリカの株式会社の機関設計と同じであるが、実質的には、従来の監査役の監査機能が、過半数の社外取締役から構成される「監査委員会」に移されていることがわかるのである³⁰⁾。したがって、委員会設置会社の「ガバナンスの仕組み」においては、取締役会による監督機能と、監査委員会による監査機能は同時に存在している(図表 5 を参照)。

ただし、監査委員(会)に監査役の監査機能の多くを継承しているが、両者の権限・職務については、主に次の 3 つの相違点が存在している。

監査役は自ら監査に従事することが想定されているのに対して、監査委員会は自ら監査するということより、むしろ会計監査人や内部監査部門からの報告・情報を受け、また内部統制システムを利用することを通じて監査を行うのである³¹⁾。

監査役監査の範囲については妥当性監査に



図表 5 委員会設置会社の「ガバナンスの仕組み」

も及ぶかという争いがあるが、監査委員は取締役の中から「業務執行に従事しない、執行系列からは独立した者が監査担当の取締役³²⁾」として選定されているので、監査委員会の監査の範囲は、適法性だけではなく、妥当性・効率性を含むことも可能になった³³⁾。

監査役は代表取締役の任免権をもっていない。他方、監査委員は取締役会の構成員であるため、執行役に対して選任・解任などの権限を有している。その意味では、執行役より上位の組織である取締役会に置かれる監査委員会には、執行役の行動を監視し、適切に監督・是正する活動を行うことが求められている³⁴⁾。

現行会社法における委員会設置会社の取締役会の権限は、経営の執行機関として執行役を選任し、会社の業務執行を決定し、執行役などの職務の執行を監督することである。執行役・取締役が不正行為をなし、またはそのおそれがあると認めるなどの場合、監査委員はそれを取締役に報告しなければならない。さらに必要が

29) 日本取締役協会(編)(2006), pp.7-11。鳥羽, 同上書, p.99。

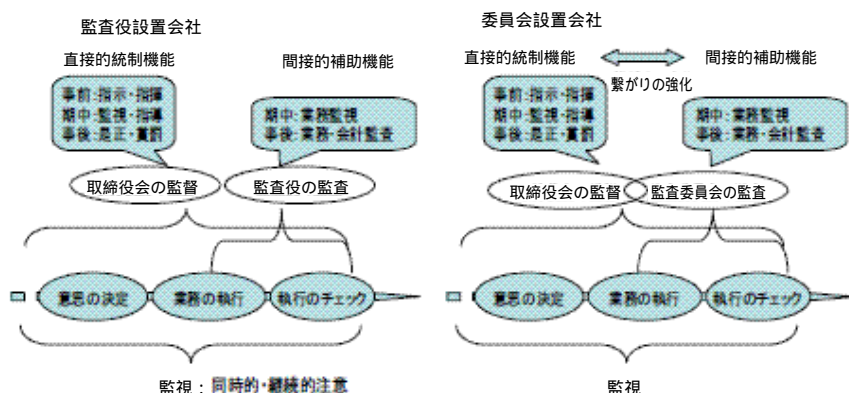
30) 鳥羽, 同上書, p.110。

31) 小林(編著)(2006), p.45。日本取締役協会(編), 前掲書, p.113。

32) 鳥羽, 前掲書, p.432。

33) 日本取締役協会(編), 前掲書, pp.116-117。

34) 日本取締役協会(編), 同上書, p.112。



図表6 監査・監督の機能（経営の流れの視点）

あるときには、監査委員は、執行役・取締役に対して違法行為などの差止めを請求することもできる³⁵⁾。

一方、監査委員会の監査権限は、会社法においては「取締役と執行役の職務の執行の監査および監査報告書の作成を行うこと（会社法第404条1項）」と定められている。独任制である監査役と異なり、監査委員会の監査は、組織体として監査対象となる取締役や執行役の職務の執行が適法・妥当であるかどうかを検証し、その結果を監査報告書を通じて株主に報告することである³⁶⁾。また、会社の計算書類などについては、取締役会の承認を得る前に監査委員会の監査を受ける必要がある³⁷⁾。その監査は、会計監査人・内部監査部門からの報告・情報などに頼らなければならないので、委員会設置会社の場合、内部監査部門の充実や、監査委員（会）と会計監査人・内部監査部門との関係が、いっそう重視・強調されてきた³⁸⁾。

機能面からみれば、監査委員は取締役でもあるため、会社の業務執行の決定、執行役の任免などの決議に参加することができる。その意味では、監査委員は、会社の経営者である（代表）執行役に対する監査と監督という2つの機能を、同時に果たしている。また、監査委員会は、内部統制システムの状況について監視・検証しなければならないので、監査委員会の監査機能は、監査役のそれと同じでシステムの監査にまで及んでいる³⁹⁾。

（3）ガバナンス・監督・監査の関係

監督と監査の機能は、「経営（取締役・執行役の職務執行）」の流れからみれば、以下のとおりであると考えられる。監査役設置会社の場合、上位者の立場に立つ取締役会は、下位者たる経営者（代表取締役等）に対し、会社の業務に関する意思決定前の指示・指揮から、業務執行後の是正・賞罰まで、決議を通じて垂直的・

35) 会社法第402条、第416条、第406条を参照、および第407条を参照。鳥羽、前掲書、p.432。また、宮島、前掲書、p.245。

36) 鳥羽、前掲書、p.433。

37) 宮島、前掲書、p.248。計算書類等の監査に関する規定は、会社法第436条2項・3項、また社団法人・日本監査役協会『監査委員会監査基準』第26条および第30条を参照のこと。

38) 社団法人・日本監査役協会『監査委員会監査基準』第14条および第15条を参照。

39) 監査委員会の監査は、取締役会が定めた「内部統制システム」ないし「経営上のリスク管理システム」が適切に運用されているかのチェックであるとされる。宮島、前掲書、p.248。監査委員会は、基本的に内部統制システムの運用を監督し、また内部統制システムを利用することを通じて監査を行う。日本取締役協会（編）、前掲書、p.113。また、社団法人・日本監査役協会『監査委員会監査基準』第20条を参照。

直接的な統制機能を果たしている⁴⁰⁾。つまり、監督機能はそれ自体が、そもそも会社の経営にほかならない⁴¹⁾。これに対して、監査役は、取締役の意思決定を行う段階から、取締役等の職務執行に対する同時的・継続的な監視を行うことによって、懈怠・不正を発見し、これらの発生を未然に防止する一方⁴²⁾、事後的には、取締役等の行った職務執行の適切さ、また計算書類等の信頼性を検証・報告することによって、株主総会のガバナンスに判断材料としての情報を提供する(図表6を参照)。

委員会設置会社の場合、取締役会の権限は、監査役設置会社のそれと類似しており、経営の執行機関としての執行役を選任し、会社の業務執行を決定し、執行役などの職務の執行を監督することである⁴³⁾。他方、監査委員会の監査機能は、基本的に監査役のそれと同じであるが、取締役でもある監査委員は、会社の業務に関する意思決定に参画することができて、取締役・執行役等の職務執行に対する監査、執行役に対する監督を行うという「二重の役割」を担っている。

権限の委託・受託関係から生じた問題の解決のために、経営に関する権限の委託者である株主が自ら経営者を規律づけることは、最も直接的、有力的な方策である。しかし、現実的には、株主総会の形骸化・無力化が確かに存在しているので、株主総会によるガバナンスは、監査機能と監督機能の補助・補完を必須とするものである。

5. むすび

「株式会社」という企業形態の最も重要な機能・目的の1つは、会社の財産を活用し、利益を継続的に上げることである。それは株主にとって最大の「要求」であろう。継続した利益を上げということを達成するために、経営者には大きな権限と自由裁量が与えられなければならない。しかし、経営者がいつも正しい行動を取るとは限らないので、有効な「ガバナンスの仕組み」が不可欠である。

日本の会社法監査は、経営者の業務行為、計算書類等に関する監査から、内部統制システムに関する監査まで、会社に関する業務全般にわたり、株主によるガバナンスに対して、水平的・間接的な補助機能を果たしている。一方、取締役会の監督は、権限の委託・受託の関係において、業務執行の権限の委託者である取締役会が、それを受ける代表取締役や執行役などに対して、垂直的・直接的な統制を果たしている。つまり、監査および監督という2つの機能は、「車の両輪」のように、日本の株式会社の「ガバナンスの仕組み」を支えていると考えられる。

ところが、従来の監査役を中心とする商法監査は、情報の提供など間接的な補助という限界を抱えている。商法改正と会社法制定の歴史を振り返ってみれば、監査役制度が何度も強化されているにもかかわらず、経営者不正の防止に必ずしも機能していなかったということがあった。この原因の1つは、昭和49年以後の商法改正は、監査役監査を一方のみで強化することであろう。

経営者の懈怠・不正を有効に抑止するために、監査機関の地位を向上させることだけではなく、「ガバナンスの仕組み」を支えている車の両輪の1つである監督の無力化という課題も克服しなければならない。平成14年の商法改正は、経営の監督と執行を切り離すことによって取締役会の監督機能の回復・強化を図り、監査委員会制度を導入した。現行の委員会設置会社にお

40) 取締役会は、これら下部組織に属する取締役の職務執行を指揮し監督する権限を有する。宮島、前掲書、p.192。

41) 倉澤(2007)、p.130。

42) 森井(2007)、pp.212-213。また、監査を行う者は、その職務を果たす際、不適切な行為や状況を察知したとき、直ちに当該行為を行った者およびその上位者に通知し、改善や是正をはかることを指導・助言する義務がある。

43) 会社法第402条および第416条を参照。鳥羽、前掲書、p.432。また、宮島、前掲書、p.245。

ける会社法監査の機能は、従来の監査役から、取締役会の内部機関としての監査委員会に移され、監査を行う監査委員が「経営に従事する取締役会の決議（監督）」に参加することになったので、「監督の枠組みのもとに監査を位置づける」という「ガバナンスの仕組み」が形成された⁴⁴⁾。この「監査委員会による監査は、取締役としての職務権限を行使して実施されることになる⁴⁵⁾」という改革によって、経営者を規律づけるガバナンス機能はより有効になると期待される。

しかし、委員会設置会社においては、取締役が執行役を兼ねることができるという「監督と執行の分離の不完全⁴⁶⁾」「監査委員の独立性の確保」といった問題が残っており、今後の法改正によって改善する必要があると考えられる。また、経営者の懈怠・不正の行為を発見し、会社の財産を保全する機能をもつ会社法監査は、内部統制システムの監査にまで拡張してきたが、会社法監査と内部統制システムの関係、また、内部統制システムの監査のあり方についての考察は、今後の課題にしたい。

参考文献

- 石田三郎（2003）『監査論の基礎知識（四訂版）』東京経済情報出版。
- 稲葉洲臣（2002）『正しい監査役職務の全貌』財経詳報社。
- 今西宏次（2006）『株式会社の権力とコーポレート・ガバナンス—アメリカにおける議論の展開を中心として—』文真堂。
- 碓氷悟史（1992）『監査理論研究—監視・監督・監査の統合理論—』同文館。
- 浦野雄幸（1970）『株式会社監査制度論』商事法務研

究会。

- 蟹江章（2003）『コーポレート・ガバナンスと監査ネットワーク』河合秀敏、盛田良久（編著）『21世紀の会計と監査』同文館出版、pp.178-193。
- 岸田雅雄（1996）『法と経済学』（新法学ライブラリ）新世社。
- 菊澤研宗（2004）『比較コーポレート・ガバナンス論—組織の経済学アプローチ—』有斐閣。
- 久保田音二郎（1977）『監査役監査の展開』税務経理協会。
- 久保田音二郎（1974）『監査役監査制度』税務経理協会。
- 倉澤康一郎（2007）『株式会社監査機構のあり方』慶応義塾大学出版会。
- 経営法友会・会社法問題研究会（編）（2006）『監査役ガイドブック（全訂版）』商事法務。
- 小林秀之（編著）（2006）『新会社法とコーポレート・ガバナンス（第2版）—委員会設置会社 VS 監査役設置会社—』中央経済社。
- 鳥羽至英、秋月信二（2001）『監査の理論的考え方』森山書店。
- 鳥羽至英（2007）『内部統制の理論と制度—執行・監督・監査の視点から—』国元書房。
- 日本取締役協会（編）（2006）『監査委員会ガイドブック』商事法務。
- 日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）（1993）『監査役監査』第一法規出版。
- 宮島司（2006）『新会社法エッセンス（第2版）』弘文堂。
- 森井英雄（2007）『新 監査役法律と実務』税務経理協会。
- 山村忠平（1995）『監査制度の源流』田中誠二先生追悼論文集—企業の社会的役割と商事法—『経済法令研究会』、pp.335-368。

44) 鳥羽、前掲書、p.105、p.150。

45) 蟹江（2003）、p.189。

46) 会社法第402条6項により、取締役が執行役を兼任することが認められているので、厳密に言えば、現行法のもとで、経営の監督と執行は完全な分離とされていない。